

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………(同)……………
- 都市計画事業の認可……………(同)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 都道の区域変更(三件)……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………(主税局課税部課税指導課)……………

### 告示

●東京都告示第二百五十三号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第八百九十七号

東京都計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 世田谷区 東京都計画緑地事業第九十一号岡本二丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月十八日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 世田谷区 小池 百合子

変更なし  
使用の部分  
変更なし

#### ●東京都告示第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第千三百六十九号調布都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画公園事業第八・二・六号猪方小川塚公園
- 三 事業施行期間 平成二十八年八月五日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 東京都知事 小池 百合子

変更なし  
使用の部分  
変更なし

#### ●東京都告示第二百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年三月四日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 世田谷区 東京都計画公園事業第四・四・二十号玉川野毛町公園
- 三 事業施行期間 平成三十一年三月四日から平成三十一年三月三十一日まで
- 四 事業地 世田谷区野毛一丁目地内

使用の部分  
なし

#### ●東京都告示第二百五十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月四日

- 一 被処分者 東京都知事 小池 百合子
- (一) 商号 株式会社アドバンスライフ

- (二) 代表者氏名 代表取締役 福田 裕二
- (三) 主たる事務 新宿区高田馬場二丁目十九番七号  
所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三七一六号
- (五) 免許年月日 平成二十八年十二月十六日
- 二 処分年月日 平成三十一年二月二十二日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第二百五十七号

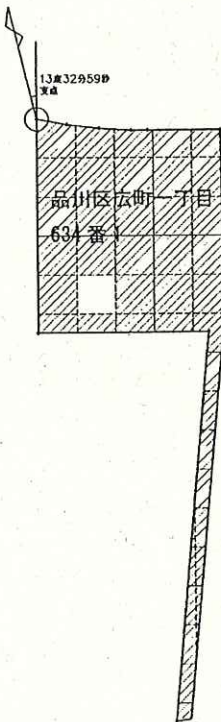
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年三月四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区広町一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 敷地境界
- 30m 格子
- 10m 格子(単位区画)
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、品川区広町一丁目 634 番 1 の最北端とする。

【格子の回転角度(13度32分59秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。